

## 生駒市規則第 8 号

生駒市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則（令和 3 年 3 月生駒市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定居宅介護支援事業所」を「指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所」に改める。

第 2 条の見出し中「の申請等」を「又は指定の更新を受けた旨の標示」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項の申請に係る」を「法第 7 8 条の 2 第 1 項、第 7 9 条第 1 項、第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項及び第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定により」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、法第 7 8 条の 1 2、第 1 1 5 条の 2 1 及び第 1 1 5 条の 3 1 において準用する法第 7 0 条の 2 並びに法第 7 9 条の 2 の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第 3 条から第 5 条までを削る。

第 6 条中「第 2 条第 1 項の申請に係る指定、第 3 条若しくは第 4 条の届出の受理又は前条の申請に係る指定の更新」を「前条第 1 項に規定する指定、同条第 2 項に規定する指定の更新又は法第 7 8 条の 2 の 2 第 5 項、第 7 8 条の 5 各項、第 8 2 条各項、第 1 1 5 条の 1 2 の 2 第 5 項、第 1 1 5 条の 1 5 各項及び第 1 1 5

条の 2 5 各項の規定による届出若しくは施行規則第 1 3 1 条の 1 3 の 2 第 1 項の規定による届出の受理」に改め、同条を第 3 条とし、第 7 条を第 4 条とし、第 8 条を第 5 条とする。

様式第 1 号から様式第 6 号までを削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。